保全事業に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の 75%を上限とした額。）

AV_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186

AW_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AX_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01091

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01517

$AX_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01061

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01495

$AX_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00062

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00065

$AX_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$AX_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00197

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるとき

保全事業に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の 75%を上限とした額。）

AV_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0108

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0151

AW_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及びユニバーサルデザイン化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AX_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01093

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01520

$AX_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00037

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00040

$AX_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00062

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00065

$AX_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00080

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるとき